

令和3年1月吉日

株式会社むらせ

弊社製品の精米時期表示への変更について

令和2年3月27日（金）の官報にて公布・施行となりました「食品表示基準の一部改正」において「精米年月日表示」が見直しとなり、「精米年月旬表示」が可能となりました。

このことから弊社精米製品の表示を「年月旬表示」に変更することと致しました。

なお、今回の表示見直しは、内閣府消費者委員会（消費者庁所掌）の部会（食品表示部会）における議論に基づき、年月旬表示を行うことによって、次の効果が見込まれることから法改正に至りました。

- ① 消費者が一日でも精米年月日の新しい商品を買うといったような、過度な鮮度志向の消費行動を防ぎ、食品ロスや経済的損失（小売店は精米後一定期間経過した商品を値引き販売や販売外とする）の削減に寄与すること。
- ② 物流コストの増大傾向が抑制されることにより、商品価格への転嫁の抑制が期待されること。
- ③ トラックドライバー不足により多頻度・少量配送を常とする精米商品そのものの配送が困難になりかねない状況を緩和し、精米商品の安定配送を促進すること。

敬具

記

- 1、開始 : 令和3年4月1日製造分より
- 2、商品 : 弊社精米商品（コンシューマーパッケージ）
- 3、お問い合わせ先 : お客様相談室 フリーダイヤル 0120-58-4014
 受付時間 午前9時00分～午後5時00分（土日祝除く）

○表記例（精米年月日2021年1月5日に精米した場合）

【現 行：精米日表示】 「 精米年月日 21.01.05 」

【変更後：精米年月旬表示】 「 精米時期 2021年1月上旬 」

※精米年月旬別表示における期間詳細は以下の通りとなります。

＜旬表示の期間＞

上旬 : 1日～10日の間に精米

中旬 : 11日～20日の間に精米

下旬 : 21日～ 末日の間に精米

以上